

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器調気系圧力抑制室の負圧破壊弁から逆止弁間の加圧漏えい試験時、破壊弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	2号機	水素注入設備設置工事において、タービン建屋1階床ボーリング作業時、埋設電線管に接触し変形させたため、注意喚起。	G	H22.6.3再審議にて グレード変更 「G G」
3	2号機	主蒸気外側隔離弁漏えい検出弁用ケーブル(1本)において、被覆に割れが認められたため、当該ケーブルを交換。	G	
4	2号機	高圧復水ポンプ(B)再循環調節弁用フレキシブル電線管において、コネクタ部に破損が認められたため、当該電線管を交換。	G	
5	2号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B)高圧側蒸気加減弁シート前ドレン弁点検時、固着(開閉出来ない)が認められたため、当該弁を補修。	G	
6	2号機	抽気系第一抽気ヘッダードレントラップ点検時、フロート表面に摩耗が認められたため、対応検討。	G	
7	2号機	主蒸気流量計器元弁の浸透探傷検査時、バックシート部に微小な指示模様が認められたため、検討した結果、機能上問題無いため、継続使用。	G	
8	2号機	非常用ガス処理系フィルター装置(B)の内部点検時、照明灯の外れ(ぶら下がり)が認められたため、当該照明灯を修理。	G	
9	2号機	復水貯蔵タンク水位(低)検出器点検に伴うケーブル復旧時、同計器回路に地絡発生が認められたため、同回路を除外し、原因を調査後、対応検討。	G	
10	3号機	第16回定期検査で交換した制御盤取付タイマーの報告書確認において、発注仕様書のタイマー型式と交換したタイマー型式に相違が認められたため、対応検討。	G	
11	3号機	プラント出力設定装置(プラントの起動・停止時に使用)において、CPUの通信異常アラーム発生が認められたため、原因を調査後、対応検討。	G	
12	4号機	取水設備スクリーン装置点検時、固定式バースクリーン(H)に塗装のはく離が認められたため、当該部を補修。	G	
13	4号機	取水設備スクリーン装置点検時、パー回転式スクリーン(H)及びトラベリングスクリーンに塗装のはく離が認められたため、当該部を補修。	G	
14	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(D)において、封水量が多くなり、グラウンド部の締め付け代不足が認められたため、当該ポンプを点検補修。	G	